

鹿教保第 201 号
令和 8 年 8 月 31 日

各県立学校長 殿

保健体育課長

児童生徒の安全確保の徹底について（通知）

この度、県内の海岸で友人と遊んでいた中学生及び高校生が、溺れて死亡するという痛ましい事故が発生しました。

については、下記事項の徹底を図り、児童生徒の安全対策に万全を期してください。

記

- 1 児童生徒一人一人に対し、次のことについて指導を徹底すること。
 - (1) 水難事故発生の恐れのある場所（危険箇所）には立ち入らないこと。
 - (2) 遊泳禁止区域では絶対に泳がないこと。
 - (3) 遊泳可能な場所であっても、天候や海・河川等の状況を確認すること。
 - (4) 水泳や水遊びに出かけるときには必ず保護者等と同行し、遊泳時等は一人で遊ばないこと。
- 2 次の通知等を再度確認し、安全の徹底を図ること。
 - (1) 水泳等の事故防止について（通知）（令和 8 年 5 月 7 日付け鹿教保第 59 号）
 - (2) 令和 8 年度児童生徒等「水難事故防止運動強調期間」の実施について（通知）（令和 8 年 5 月 29 日付け鹿教保第 89-1 号）
 - (3) 夏休み期間における河川等水難事故防止の普及啓発について（依頼）（令和 8 年 7 月 6 日）

連絡先

学校体育安全係 担当：山下

電話 099-286-5314

mail : gakutai@pref.kagoshima.lg.jp

※本文書の文書管理表上の分類記号：「G-6-0(安全指導総括)」

鹿教保第201号
令和8年8月31日
(保健体育課扱い)

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

児童生徒の安全確保の徹底について（通知）

この度、県内の海岸で友人と遊んでいた中学生及び高校生が、溺れて死亡するという痛ましい事故が発生しました。

ついては、貴管下の各学校長に対し、下記事項の徹底を図り、改めて児童生徒の安全対策に万全を期すよう指導してください。

記

- 1 児童生徒一人一人に対し、次のことについて指導を徹底すること。
 - (1) 水難事故発生の恐れのある場所（危険箇所）には立ち入らないこと。
 - (2) 遊泳禁止区域では絶対に泳がないこと。
 - (3) 遊泳可能な場所であっても、天候や海・河川等の状況を確認すること。
 - (4) 水泳や水遊びに出かけるときには必ず保護者等と同行し、遊泳時等は一人で遊ばないこと。
- 2 学校で作成している安全マップを再点検し、新たな危険箇所等はないか確認すること。なお、新たな危険箇所については、校長をはじめとする教職員が必ず現場を確認し、安全マップには、どんな危険性があるのか、その危険性を知らせる具体的な事項を必ず記入し、児童生徒一人一人に理解させること。
- 3 隣接する校区の危険箇所についても情報共有を図ること。
- 4 次の通知等を再度確認し、安全の徹底を図ること。
 - (1) 水泳等の事故防止について（通知）（令和8年5月7日付け鹿教保第59号）
 - (2) 令和8年度児童生徒等「水難事故防止運動強調期間」の実施について（通知）（令和8年5月29日付け鹿教保第89-1号）
 - (3) 夏休み期間における河川等水難事故防止の普及啓発について（依頼）（令和8年7月6日）

連絡先

保健体育課学校体育安全係 担当：山下

電話 099-286-5314

mail : gakutai@pref.kagoshima.lg.jp